

公告第90号

次のとおり、自動販売機設置に伴う市有物件に係る行政財産の貸付けについて一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年9月1日

南相馬市長 門馬和夫



1 入札に付する事項

(1) 件名

令和元年度南相馬市自動販売機設置場所貸付一般競争入札

(2) 物件の表示

別紙1 令和元年度南相馬市自動販売機設置場所貸付一般競争入札物件一覧表のとおり

(3) 貸付期間

令和元年11月1日から令和4年3月31日まで（2年5か月間）

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 個人の場合は南相馬市に住所又は事務所を、法人の場合は南相馬市に本店又は支店若しくは営業所を有していること。
- (3) 南相馬市の市税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 平成29年度及び平成30年度において、自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第1号、第3号及び第12条に規定する暴力団・暴力団員・暴力団員等及び社会的非難関係者でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団

体に属する者でないこと。

3 入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、募集要項に示す書類を次のとおり提出すること。申込みにあたっては、募集要項を熟読し、入札物件一覧表、自動販売機設置予定箇所図及び現地の状況等を確認の上、申込みすること。

- (1) 受付期間 令和元年9月11日（水）から同年9月26日（木）まで
（ただし、休館日は除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所 小高区地域振興課復興拠点担当
（南相馬市小高区本町二丁目28番地 南相馬市小高区復興拠点施設）
- (4) 申込方法 受付場所に必要書類を直接持参してください。
※郵送による受付はいたしませんので、ご注意ください。
- (5) 質問受付 質問の受付は、書面によるものとし、上記の受付期間内とします。
質問に対する回答は、令和元年9月17日（火）から入札日前日まで
上記受付場所にて閲覧に供します。

4 入札参加資格審査等

入札参加資格審査申請書の受付後、提出された必要書類の内容に基づき、入札参加資格を満たしているか否かの資格審査を行います。

資格確認通知書は、令和元年9月30日（月）の午後1時以降、上記3の(3)の受付場所にてお渡しします。（電話連絡等はしませんので、ご注意ください。）

審査の結果、資格がないと通知され、その理由を必要とする場合は、令和元年10月2日（水）午後5時15分までに書面（任意様式）にて提出してください。
提出があった場合は、令和元年10月7日（月）までに回答いたします。

5 入札参加資格審査申請書等の配布方法

本入札に係る入札募集要項等の配布は、次のとおりとします。

- (1) 配布期間 令和元年9月11日（水）から同年9月26日（木）まで（ただし、休館日は除く）
の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 南相馬市小高区復興拠点施設 小高区地域振興課復興拠点担当
- (3) 配布方法 南相馬市小高区復興拠点施設 小高区地域振興課復興拠点担当にて配布するほか、
南相馬市ホームページからダウンロードすることができます。

6 入札日時等

- (1) 入札日時 令和元年10月9日（水）午後4時から

(2) 入札場所 南相馬市小高区役所2階第3会議室

7 入札の手続き

- (1) 入札書「別紙－5」に記載する入札金額は、1年間借受けた場合の貸付料の金額（※消費税を含まない金額）を記載してください。なお、令和元年度については年度途中からの貸付けとなるため、貸付料年額に対し、12分の（残りの月数）を乗じた金額（月割り額）をもって貸付料といたします。
- (2) 入札書は、当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。
- (3) 入札書には必要事項を記載し、記名押印のうえ、入札名、物件番号及び代表者氏名を記載した封筒に封入し、提出してください。
- (4) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回はできませんので、十分注意してください。
- (5) 代理人が入札に参加する場合は、委任状「別紙－6」を持参してください。
- (6) 開札は、入札締切後直ちに行います。

8 入札保証金

今回の一般競争入札においては、入札保証金を免除とします。

9 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は数字をもって金額を記載しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札書を提出した入札
- (5) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (6) 入札要件が確認できない不明瞭な入札書による入札
- (7) 入札に関し不正行為があった者の入札
- (8) 最低貸付料に達しない金額で入札した者の入札
- (9) その他、指定した入札方法以外で入札した者の入札

10 落札者の決定

- (1) 落札者は、市が設定する最低貸付料（年額、消費税抜き）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格（年額、消費税抜き）を入札した者とします。
- (2) 入札金額が同額で、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。
- (3) 入札金額が最低貸付料以上に達しなかった場合は、入札参加者のうち希望者から再度入札書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。
- (4) 落札者決定後、落札者は次に掲げる必要書類を令和元年10月21日（月）までに

提出してください。

期限内に必要な書類の提出がない場合は、その者の入札を無効とし、落札者決定を取消します。この場合、当該落札者を除いた参加申込者のうち、上記(1)の者を新たに落札者とします。

- ①自販機の機器仕様書（機器の寸法、冷媒及び消費電力が記載されたもの。）
 - ②自動販売機設置維持管理計画書「別紙7」
 - ③販売品目一覧「別紙8」
- (5) 市ホームページ等において、貸付物件ごとに入札者数、落札者名及び落札金額を公表する予定としていますので、あらかじめご了承ください。